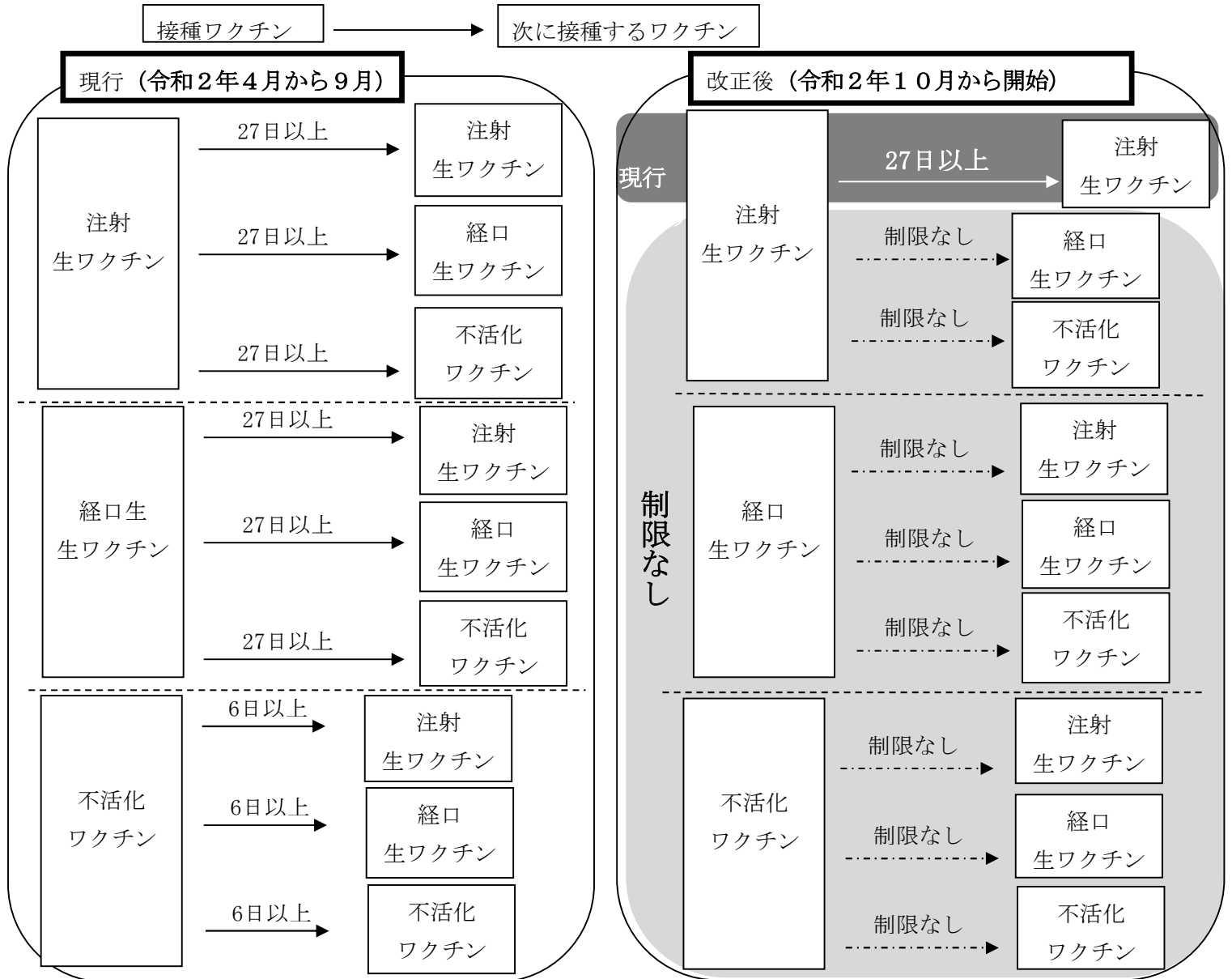


10 異なった種類のワクチンを接種する場合の接種間隔（【表1】参照）

同じ種類のワクチンを複数回接種する場合はそれぞれのワクチンに定められた接種間隔を守ること。なお、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により、令和2年10月1日より一部ワクチンを除き接種間隔が撤廃される。

ただし、あらかじめ混合されていない2種類以上のワクチンについて、委託医が必要と認めた場合には、同時に接種を行うことができる。

【表1】予防接種の接種間隔



注射生ワクチン：MR，麻しん，風しん，BCG，水痘（任意の予防接種：おたふくかぜ，黄熱）

経口生ワクチン：ロタウイルス（令和2年10月1日より定期接種化）

不活化ワクチン：DPT，DT，日本脳炎，単独不活化ポリオ，4種混合（DPT-IPV），Hib感染症，小児の肺炎球菌感染症（13価），ヒトパピローマウイルス感染症，肺炎球菌（23価），B型肝炎（任意の予防接種：破傷風，A型肝炎，狂犬病，髄膜炎菌感染症）

例：27日以上 月曜日に接種すると4週間後の月曜日から接種可
6日以上 月曜日に接種すると1週間後の月曜日から接種可